

千葉県報

号外
令和6年10月29日

主要目次

告示

○ 特定猟具使用禁止区域の指定（八件）

告

示

千葉県告示第五百三十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。

令和六年十月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 名称

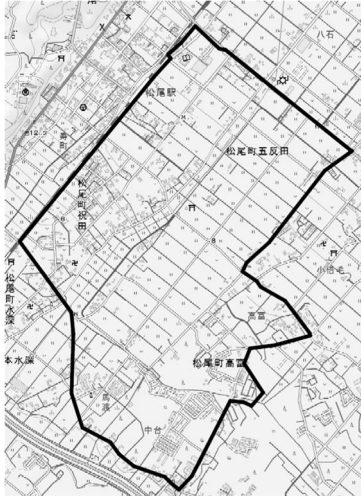
松尾町五反田・祝田・高富特定猟具使用禁止区域

二 区域及び区域図

1 区域

山武市松尾町五反田地先の県道松尾蓮沼線（芝山はにわ道）と山武市市道松尾二五九号線との接点を起点とし、同市市道松尾二五九号線を南西へ進み同市市道松尾町五反田・松尾町借毛本郷線との交点に至り、同所から同市市道松尾町五反田・松尾町借毛本郷線を南東へ進み同市市道松尾町高富・富口線との交点に至り、同所から同市市道松尾町高富・富口線を南西へ進み同市市道大平二二三五号線との接点に至り、同所から同市市道大平二二三五号線を南東へ進み同市市道大平二二三六号線との接点に至り、同所から同市市道大平二二三六号線を南西へ進み同市市道大平二二三七号線との接点に至り、同所から同市市道大平二二三七号線を北西へ進み同市市道松尾町祝田・松尾町五反田線との接点に至り、同所から同市市道松尾町祝田・松尾町五反田線を北東へ進み県道松尾蓮沼線（芝山はにわ道）を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

2 区域図



備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。

第三 面積

二三一ヘクタール

四 存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

千葉県告示第五百三十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。

令和六年十月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

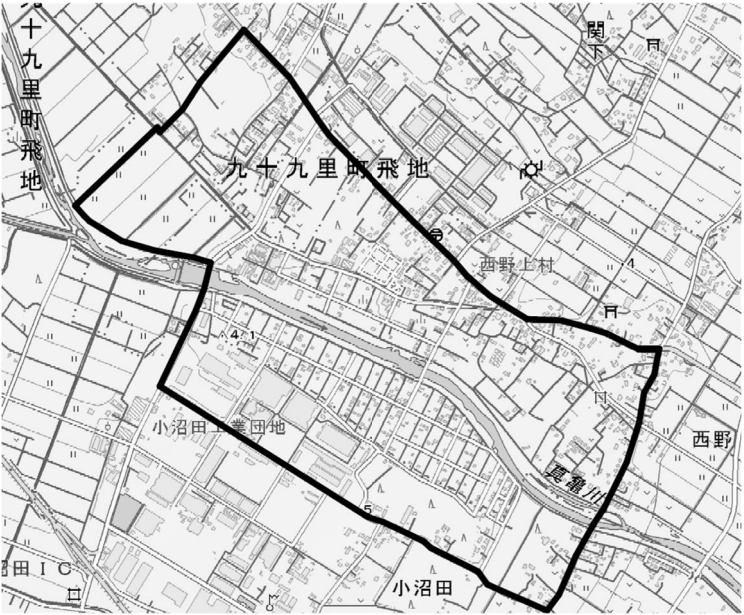
一 名称

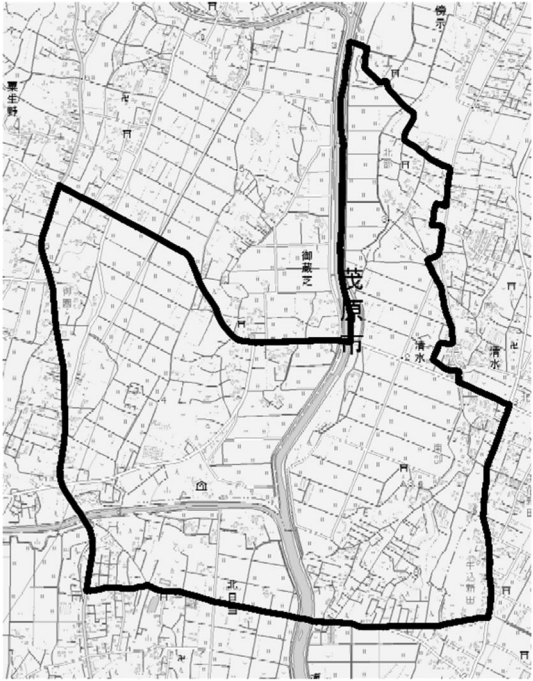
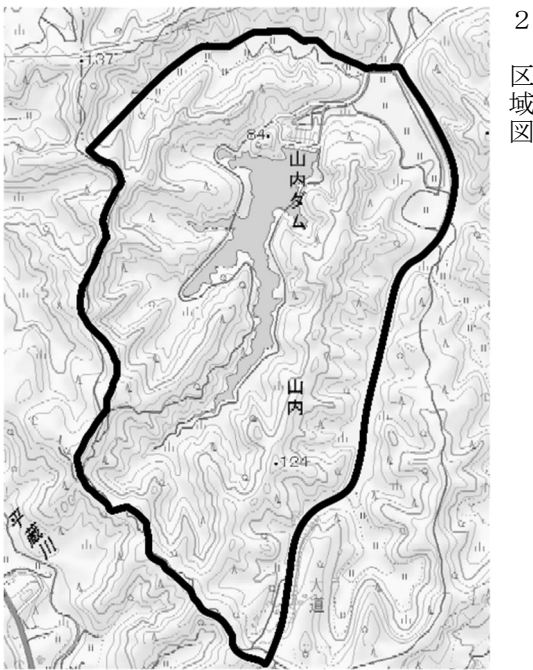
西野特定猟具使用禁止区域

二 区域及び区域図

1 区域

山武郡九十九里町西野地先の県道東金豊海線と山武郡九十九里町道K二一四号線との交点を起点とし、同所から同町道K二一四号線を南西へ進み東金市市道〇一四〇号線との接点に至り、同所から同市市道〇一四〇号線を南西へ進み同市市道四四九一号線との接点に至り、同所から同市市道四四九一号線を北西へ進み同市市道〇一三七号線との接点に至り、同所から同市市道〇一三七号線を北東へ進み真亀川左岸に至り、同所から真亀川左岸を北西へ進み東金市幸田一八番一地先の農道との接点に至り、同所から同農道を北東へ進み同市市道四二九六号線との接点に至り、同所から同市市道四二九六号線を北東へ進み県道東金豊海線との接点に至り、同所から県道東金豊海線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

千 葉 県 報		令和6年10月29日（火曜日）	
千 葉 県 告 示 第 五 百 三 十 三 号		千 葉 県 告 示 第 五 百 三 十 四 号	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。 令和六年十月二十九日		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。 令和六年十月二十九日	
千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人		千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人	
一 名 称 木戸浜特定猟具使用禁止区域		一 名 称 茂原市清水特定猟具使用禁止区域	
二 区域及び区域図		二 区域及び区域図	
1 区域		2 区域図	
備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。		備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。	
三 面積 一〇五ヘクタール		三 面積 一二ヘクタール	
四 存続期間 令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで		四 存続期間 令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで	
五 禁止に係る特定猟具の種類 銃器		五 禁止に係る特定猟具の種類 銃器	
			
2 区域図		2 区域図 山武市小松地先の県道飯岡一宮線と山武市市道小松線との接点を起点とし、同所から同市市道小松線を北西へ進み同市市道緑海一二九号線との接点に至り、同所から同所と木戸川左岸の同市市道緑海四四号線の始点とを結んだ直線を北西へ進み同市市道緑海四四号線の始点に至り、同所から同市市道緑海四四号線を北東へ進み同市市道木戸線との交点に至り、同所から同市市道木戸線を南東へ進み県道飯岡一宮線との交点に至り、同所から県道飯岡一宮線を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域	

五 銃器 四 存続期間 三 面積 備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。	2 区域図 	1 区域 茂原市栗生野地先の県道正気茂原線と茂原市市道一級二二号線との接点を起点とし、同所から同市市道一級二二号線を南東へ進み南白亀川左岸との交点に至り、同所から南白亀川左岸を北西へ進み茂原市と大網白里市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東へ進み同市市道〇一―〇二〇号線との接点に至り、同所から同市市道〇一―〇二〇号線を南東へ進み同市市道〇一―〇一八号線との交点に至り、同所から同市市道〇一―〇一八号線を南西へ進み茂原市市道三級三〇八六号線との接点に至り、同所から同市市道三級三〇八六号線を南東へ進み長生郡白子町町道一〇五号線との接点に至り、同所から同町町道一〇五号線を南西へ進み同町町道一〇三号線との交点に至り、同所から同町町道一〇三号線を南西へ進み茂原市市道三級三〇八八号線との接点に至り、同所から同市市道三級三〇八八号線を南西へ進み長生郡白子町町道一〇一〇号線との接点に至り、同所から同町町道一〇一〇号線を北西へ進み県道正気茂原線との接点に至り、同所から県道正気茂原線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域
五 銃器 四 存続期間 三 面積 備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。	2 区域図 	千葉県告示第五百三十五号 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。 令和六年十月二十九日 千葉県知事 熊谷 俊人 1 名称 長南町山内特定猟具使用禁止区域 2 区域及び区域図 1 区域 長生郡長南町山内地先の長生郡長南町三級町道山内二八号線と同町二級町道山内市原線との接点を起点とし、同所から同町二級町道山内市原線を南東へ進み市原市と長生郡長南町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同町三級町道山内二八号線の終点から南西へ延長した直線との交点に至り、同所から同直線を北東へ進み同町三級町道山内二八号線との接点に至り、同所から同町三級町道山内二八号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

号外第68号		千		葉		県		報		令和6年10月29日（火曜日）	
千葉県告示第五百三十六号											
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。											
令和六年十月二十九日											
一 名称		千葉県知事 熊谷 俊人									
二 区域及び区域図		長柄町六地藏特定猟具使用禁止区域									
1 区域		長生郡長柄町六地藏地先の長生郡長柄町道一三三三号線と県道千葉茂原線との接点を起点とし、同所から県道千葉茂原線を南東へ進み同町山根二、〇一三番四二地先の同町町道一三二九号線との接点に至り、同所から同町町道一三二九号線を南西へ進み同町町道一四七七号線との接点に至り、同所から同町町道一四七七号線を北東へ進み同町山根二、〇一二番一六八地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南東へ進み同町町道一三三一号線との接点に至り、同所から同町町道一三三一号線を南東へ進み同町町道一四七五号線との接点に至り、同所から同町町道一四七五号線を南西へ進み同町町道一三三三号線との接点に至り、同所から同町町道一三三三号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域									
2 区域図											
三 面積		備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。									
七四ヘクタール											
千葉県告示第五百三十七号											
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。											
令和六年十月二十九日											
一 名称		千葉県知事 熊谷 俊人									
二 区域及び区域図		高田堰特定猟具使用禁止区域									
1 区域		いすみ市高谷地先のいすみ市市道三一二二号線と同市市道〇一二五号線とで囲まれた区域									
2 区域図											
三 面積		備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。									
五ヘクタール											
四 存続期間		令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで									
五 銃器		禁止に係る特定猟具の種類									

五 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

千葉県告示第五百三十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。
令和六年十月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 名称

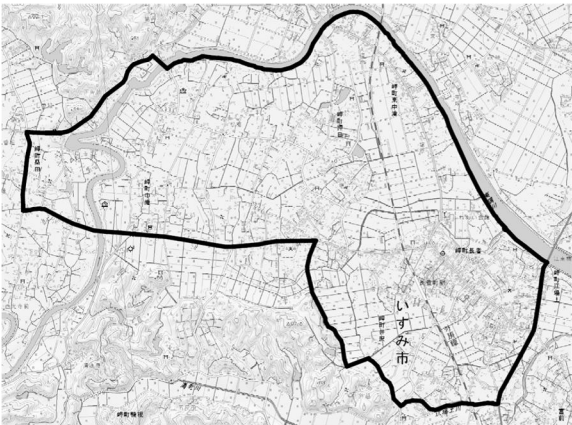
押日・井沢特定猟具使用禁止区域

二 区域及び区域図

1 区域

いすみ市岬町三門地先の国道一二八号と江場土川左岸との接点を起点とし、同所から江場土川左岸を南西へ進みいすみ市市道〇一三九号線との接点に至り、同所から同市市道〇一三九号線を北西へ進み同市市道八四一四号線との接点に至り、同所から同市市道八四一四号線を北西へ進み同市市道八三二六号線との接点に至り、同所から同市市道岬八三二六号線を南西へ進み県道夷隅長者線との接点に至り、同所から県道夷隅長者線を西へ進み同市市道〇一三三号線との接点に至り、同所から同市市道〇一三三号線を北西へ進み県道夷隅太東線との接点に至り、同所から県道夷隅太東線を南東へ進み同市市道〇一三八号線との接点に至り、同所から同市市道〇一三八号線を南東へ進み夷隅川右岸との交点に至り、同所から夷隅川右岸を北東へ進み国道一二八号との交点に至り、同所から国道一二八号を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

2 区域図



備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。

三 面積

六八一ヘクタール

四 存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

購読料

本号

一部

一八四

發行

者

千葉市中央区市場町一番一號

千

葉

県

購読申込先

○四三(二二三) 二六五八